

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成21年度年度計画（抜粋）

| 第2期 中期目標 | 第2期 中期計画 (平成21年6月17日変更認可) | 平成21年度 年度計画 (平成21年6月18日変更届出) |
|--|---|---|
| <p>2 奨学金貸与事業 (略)</p> <p>(2) 返還金の回収強化 奨学金貸与事業は、返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還金の回収について、迅速かつ的確な現状把握と、適切かつ厳格な回収を実施するための方策を講ずる。特に、延滞債権について回収の抜本的強化を図る。また、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に82%以上にすることを目指し、返還金の回収促進策を推進する。</p> <p>その際、目標として設定した総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。</p> <p>(略)</p> | <p>2 奨学金貸与事業 (略)</p> <p>(2) 返還金の回収強化 返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に82%以上にすることを目指し、以下の返還金の回収促進策を推進する。</p> <p>また、毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。</p> <p>なお、上記総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。</p> <p>(略)</p> | <p>2 奨学金貸与事業 (略)</p> <p>(2) 返還金の回収強化 中期計画の達成に向けて、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を向上させることを目指し、新規返還者の回収率については95%を上回るよう努めつつ、以下の返還金の回収促進策を推進する。</p> <p>また、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、外部有識者等で構成する委員会において返還促進方策の効果等を検証しつつ、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。</p> <p>なお、中期計画に記載の総回収率の妥当性については、上記委員会においてもその検証の在り方を検討する。</p> <p>(略)</p> |

| <p style="text-align: center;">第2期 中期目標</p> | <p style="text-align: center;">第2期 中期計画 (平成21年6月17日変更認可)</p> | <p style="text-align: center;">平成21年度 年度計画 (平成21年6月18日変更届出)</p> |
|---|--|---|
| <p>② 返還金回収の促進</p> <p>返還金回収強化の対策を促進する。</p> <p>また、返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座（口座振替）加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。</p> <p>大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。</p> | <p>② 返還金回収の促進</p> <p>ア. 返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座（口座振替）加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。</p> <p>イ. 延滞を初期段階で解決するため、民間委託を活用しつつ、早期における督促の集中的実施を図る。</p> <p>ウ. 延滞状況の早期改善を図るため、法的処理の早期化を図る。</p> <p>エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。</p> <p>オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の更なる徹底を図る。</p> | <p>② 返還金回収の促進</p> <p>ア. 平成22年3月満期者から、リレー口座加入時期について更なる早期化を図り、12月末とする。また、リレー口座加入率については、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。</p> <p>イ. 一部入金があった者等を除き、原則として延滞4ヶ月から8ヶ月までの初期延滞債権について、回収業務をサードパーティーに委託するための準備を進め、実施する。</p> <p>ウ. 一部入金があった者等を除き、原則として延滞9ヶ月以上の者に対して法的処理を行うための準備を進める。また、中・長期延滞債権についても計画的に法的処理を行う。</p> <p>エ. 延滞者の実態調査については、回収強化施策への効果的な反映に資するため、有効回答率向上のための工夫を行うとともに、設問内容について検討のうえ実施し、その結果について分析を行う。</p> <p>オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図るため、住所調査の迅速化のための準備を行い、実施する。</p> |

| 第2期 中期目標 | 第2期 中期計画 (平成21年6月17日変更認可) | 平成21年度 年度計画 (平成21年6月18日変更届出) |
|---|--|---|
| <p>③ 機関保証制度の運用</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに、同制度の収支の健全性を確保するため、毎年度その妥当性について検証する。</p> | <p>カ. 延滞者の多重債務化の防止を図るため、個人情報情報機関を活用する。</p> <p>キ. 返還相談体制強化のため、コールセンターを開設し、応答率の改善を図るとともに、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。</p> <p>③ 大学等奨学金の延滞額の削減</p> <p>大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。</p> <p>④ 機関保証制度の運用</p> <p>ア. 機関保証制度について、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図るとともに、機関保証制度加入者への督促を強化する。</p> <p>イ. 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。</p> | <p>カ. 延滞者の延滞情報の登録に備え、個人情報情報機関との情報伝達システムの構築を行う。</p> <p>キ. 返還相談体制強化のため、新たに民間委託によるコールセンターを設置し、応答状況の改善を図る。</p> <p>③ 大学等奨学金の延滞額の削減</p> <p>大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額について、返還金回収方策の強化を図ることにより、対前年度比15%以上削減するよう努める。</p> <p>④ 機関保証制度の運用</p> <p>ア. 機関保証制度について、大学等と連携し、リーフレット等を活用して学生等に対して適切に情報提供すること等により周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図る。</p> <p>イ. 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求するよう、延滞者については、サービサー等の活用により督促を強化するとともに、訪問督促、居住確認等を計画的に実施する。</p> |

| 第2期 中期目標 | 第2期 中期計画 (平成21年6月17日変更認可) | 平成21年度 年度計画 (平成21年6月18日変更届出) |
|--|--|--|
| <p>(3) 情報提供等の充実 (略)</p> <p>② 諸手続きの厳正化 より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸与、返還猶予、法的処理等の事務の一層の厳正化を図る。</p> <p>(4) 返還猶予・免除制度の適切な運用 奨学金の返還猶予に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、返還免除に関しても制度の適正な運用を図る。</p> | <p>ウ. 機関保証制度が円滑に機能するよう同制度の収支の健全性を確保するため、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証する。</p> <p>⑤ 高等学校奨学金の回収強化 旧日本育英会が実施していた高等学校に対する奨学金事業の返還金回収については、返還金の回収強化策を講じ、一層の回収努力に努める。</p> <p>(3) 情報提供等の充実 (略)</p> <p>② 諸手続きの厳正化 より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸与、返還猶予、法的処理等の事務に関し、内部規程や事務処理要項等の整備・改善に努め、職員に徹底する。</p> <p>(4) 返還猶予・免除制度の適切な運用 奨学金の返還猶予に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、経済状況の変化等により今後、返還が困難な者が急増することが予想されるが、そのような場合も含め、適確に返還猶予制度を運用する。返還免除に</p> | <p>ウ. 機関保証制度加入者に係る債務保証の収支、代位弁済・回収状況等の把握及び将来のリスク分析等を行い、機関保証制度検証委員会において機関保証の妥当性を検証する。</p> <p>⑤ 高等学校奨学金の回収強化 旧日本育英会が実施していた高等学校に対する奨学金事業の返還金回収については、返還金の回収強化策を講じ、一層の回収努力に努める。</p> <p>(3) 情報提供等の充実 (略)</p> <p>② 諸手続きの厳正化 返還猶予、法的処理等の事務に関するマニュアル等の整備・改善及び職員研修の徹底を図り、適正な業務実施に努める。</p> <p>(4) 返還猶予・免除制度の適切な運用 ① 奨学金の返還猶予制度に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、真に返還が困難な者に対して適確に運用する。</p> |

| 第2期 中期目標 | 第2期 中期計画 (平成21年6月17日変更認可) | 平成21年度 年度計画 (平成21年6月18日変更届出) |
|----------|------------------------------------|--|
| (略) | <p>関しても制度の適確な運用を図る。</p> <p>(略)</p> | <p>② 優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しては、法令及び基準に基づき、業績優秀者免除認定委員会の意見を聴き、適切に運用するとともに、申請・推薦手続について大学等からの意見を聴取し、一層の改善を図る。</p> <p>(略)</p> |